

受給第~~7-9~~号
平成25年2月7日

北栄町代表監査委員 前田 茂樹 様
北栄町監査委員 阪本 和俊 様

北栄町長 松本 昭夫



平成24年度第2回定期監査の結果について（回答）

平成25年1月16日付けで報告のありましたこのことについて、別添のとおり回答します。

担当
総務課財務室 渡辺
電話：0858-37-3111
FAX：0858-37-5339
メール：watanabe@e-hokuei.net

4 監査意見

(1) 町有財産の貸付について

・鳥取中部ふるさと広域連合への貸付

北条庁舎二階及び三階部分並びに駐車場の貸付けは、貸付期間1年間とする行政財産使用申請に対しての許可となっている。また、使用に伴う清掃費、警備費、除雪費等については、負担方法が不明である。

町有財産の使用が継続されることが明らかであり、複数年を貸付期間とする賃借契約を締結するとともに、併せて施設の管理補修、経費の負担について明記することが適当である。

回答) 総務課

北条庁舎は、公有財産の内、行政財産に該当する施設です。行政財産は、財務規則により特別の事由があると認められる場合以外は、1年を超える契約が出来ないこととなっているため、1年ごとの使用許可としています。経費の負担割合については、許可条件に明記します。除雪費については、駐車料金を納付していただいていることから負担を求めています。

・個人宅地への貸付

由良宿地内の町有地4件(758.33㎡)は、個人の宅地として貸付けされているが、売却することを検討されたい。

回答) 総務課

契約更新の際に協議します。

・北条水系土地改良区への貸付

中央公民館の一部を貸付けされているが、貸付期間1年間とする使用申請に対しての許可となっている。継続使用されることが明らかであり、複数年を貸付期間とする賃借契約を締結することが適当である。

回答) 総務課

中央公民館は、公有財産の内、行政財産に該当する施設です。行政財産は、財務規則により特別の事由があると認められる場合以外は、

1年を超える契約が出来ないこととなっているため、1年ごとの使用許可としています。

・自動販売機の設置場所の貸付

町有施設に多数の自動販売機が設置されている。施設の貸付料、電気料金等の扱いがそれぞれの施設管理者に任されている。何らかの貸付基準を定めることが必要である。

回答) 総務課

自動販売機の設置状況、契約状況を調査し、貸付にあたっての基本事項を定めます。

(2) 災害時要援護者台帳管理システム導入委託事業について

要援護者情報の管理と災害時に要援護者を円滑な避難に資するため、このシステムの導入に2セット 3,551,100円が支出されている。

しかし、このシステムが機能するためには、自治会、防災組織等の協力と要援護者の個人情報保護面での同意も必須と考える。

このシステムが機能するための要件が整備されていない現状で、2セット（うち1セットは補正予算で追加）導入する必要性があるのか疑われる。

回答) 福祉課

災害はいつ起きるかわかりませんので、平時から防災意識を高め体制を整備することが急がれています。特に住民との協力体制を整えることが重要となっています。

23年12月補正予算で要援護者台帳システムの導入を行うこととし、24年3月にシステムが完成したことを受けて、24年9月に個人情報保護審査会答申（H22.3）に基づき、福祉課で搭載すべき人の情報を一元化しました。同時に自主防災組織のない自治会への組織立上げの研修会や自治会長会で要援護者台帳の説明を行い、11月より地図・名簿の自治会等への提供を開始しました。

2セット導入の必要性は、当初タブレットパソコン1台で情報の管理・更新を福祉課で行い、災害時は総務課が持ち出す計画としていましたが、町の災害対策本部となる総務課にタブレットパソコンを常時配置することとし、福祉課には情報の管理・更新を随時行うため、卓

上型パソコン 1 台が必要であると判断し、国費により導入いたしました。

(3) 下水道マンホールポンプ設置工事について

従来、北栄町の当該工事は、かなり低い価格（落札率 50～60%）で入札した業者によって施行されてきた。工事成績も普通程度と聞いている。

平成 23 年度の当該工事については、過去の施行実績のある業者は指名入札から除外されて 3 社のみの指名入札が行われ、落札率 97～98% とかなり高止まりとなった。

経費削減の努力が見られない。

回答) 総務課

マンホールポンプ設置工事の入札については、以前メーカー（県外）を対象に指名していましたが、地元企業の育成や雇用の確保等の観点から、中部管内の電気業者を指名しています。

(4) 町有保安林の維持管理について

由良川河口から大谷に至る海岸線沿いは町有保安林である。しかしながら、適切に管理されていなく保安林機能を果たしているとは思えない。飛砂防止及び防潮保安林としての効果は植林 30 年後に実るものであり、住民生活を守るためには、早急に対応されることが求められる。

回答) 産業振興課

指摘の土地は、町所有であります。県指定の保安林地区であります。従って県において西側より植栽工、防風工を設置し、防風・防砂対策を実施していただいておりますので、1 年でも早く完成していただくよう引き続き強く要望していきます。